

変動金利定期預金規定 複利型（自動解約入金方式）

1.（預金の支払時期）

この預金は、通帳記載の満期日に自動的に解約し、利息とともに支払います。
この場合、元金はあらかじめ指定された預金口座に入金するものとします。

2.（利率の変更）

この預金の利率は、預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの
応当日に、その日における当行所定の基準によって算出した利率に変更するものとします。
この当行所定の基準は満期日まで変更しません。

ただし、この預金の変更後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるもの
とします。

この預金の変更後の利率は、別途に連絡します。

3.（利息）

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および通帳記載の利率（上記
2.により利率を変更したときは、変更後の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」
といいます。）によって6か月複利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支
払います。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日の前日までの日数および解約日に
おける普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) この預金を第4条第1項により満期日前に解約する場合または共通規定第9条の規定
により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の
預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切り捨てます。）によって6か月複利の方
法で計算し、この預金とともに支払います。

① 6か月未満	解約日における普通預金の利率
② 6か月以上1年未満	約定利率×40%
③ 1年以上1年6か月未満	約定利率×50%
④ 1年6か月以上2年未満	約定利率×60%
⑤ 2年以上2年6か月未満	約定利率×70%
⑥ 2年6か月以上3年未満	約定利率×90%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4.（預金の解約）

(1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはで
きません。

(2) この預金を第1条の満期日自動解約以外の方法で解約するときは、当行所定の払戻請
求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに当行に提出してください。

以 上